

東近江市
環境にやさしい暮らし
普及促進奨励金

令和6年度版
申請の手引き

東近江市環境部森と水政策課
(R6.5.20)

目次

制度概要、共通事項、申請の流れ	1～3ページ
住宅用太陽光発電システム	4～5ページ
コージェネレーションシステム	6～7ページ
蓄電システム	8～9ページ
太陽熱温水器	10～11ページ

奨励金制度の概要

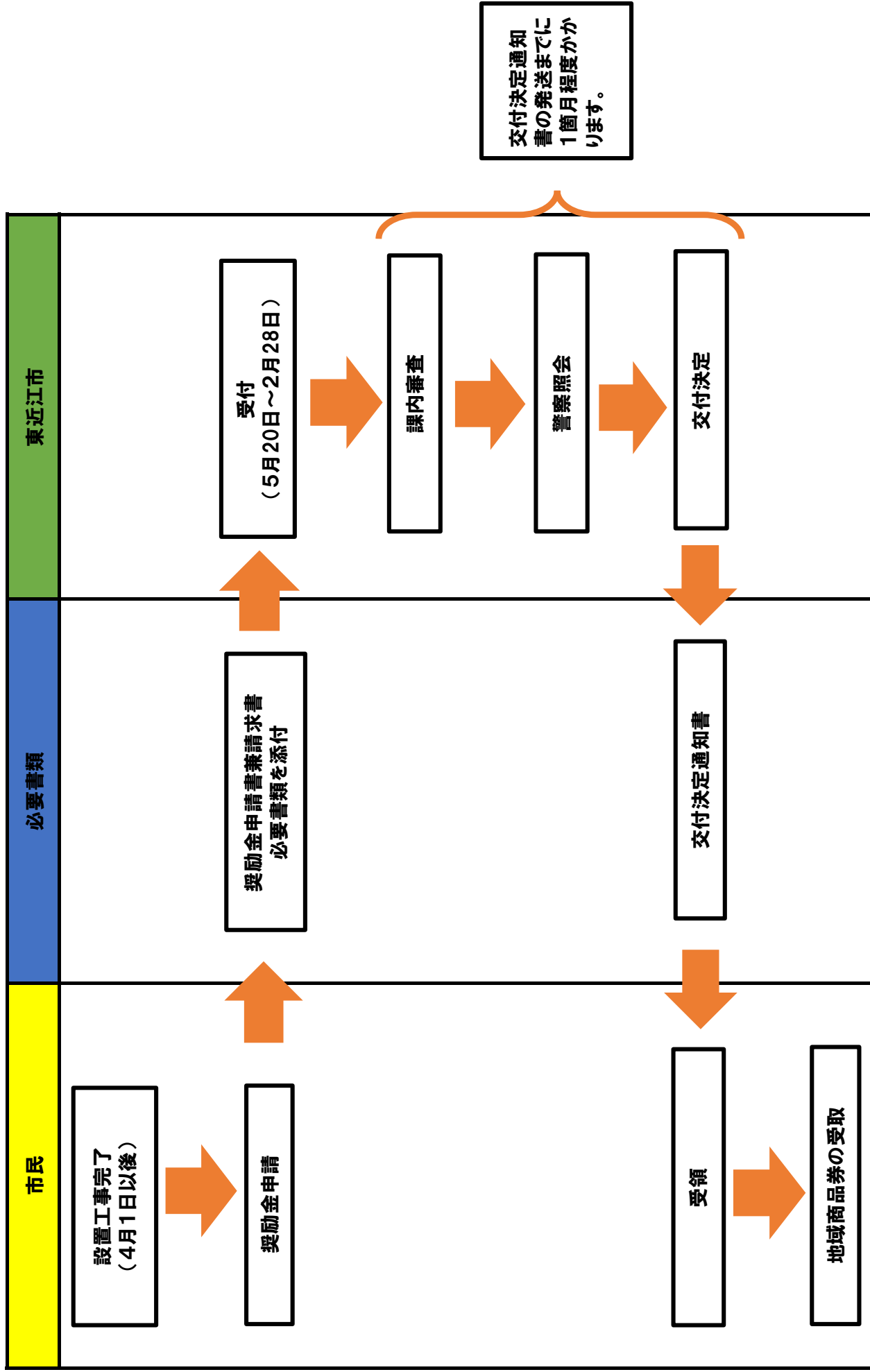
東近江市では、市民の環境にやさしい暮らしへの取組を普及促進することにより、地球温暖化を防止し、かつ、地域経済を活性化させることを目的として、太陽光発電システム等の住宅用設備を購入する市民の皆さまに奨励金を支給しています。

※東近江市環境にやさしい暮らし普及促進奨励金支給要綱に基づき実施するものです。
※奨励金支給要綱は、令和6年4月1日付で要綱改正していますので、様式等を確認し、最新の様式を使用してください。

共通事項

- 1.申請期間
令和6年5月20日（月）から令和7年2月28日（金）まで
※支給申請は、先着順に受け付けます。
※予算額に達し次第、受付は終了します。
- 2.奨励金額
①住宅用太陽光発電システム・・・4万円
②コージェネレーションシステム・・・4万円
③蓄電システム・・・・・・・・・・5万円
④太陽熱温水器・・・・・・・・・・5万円
※金額は、全て上限額です。
※地域商品券で支給します。
- 3.共通要件
・自らが居住する市内の住宅等に設置していること
・未使用のものを購入していること
・市税の滞納がないこと
・要綱に定める暴力団員等でないこと
・過去に同一システムに係る奨励金を受けていないこと
※そのほか、対象システムごとに個別の要件があります。
- 4.申請方法
申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要な添付書類を全て揃え、東近江市森と水政策課の窓口へ直接提出してください。
※支所窓口、郵送等による提出は受付できません。
※提出書類は返却されません。
※工事完了後に申請してください。
※よくある質問Q&Aを確認した上で必要書類を準備してください。
- 5.支給決定等
・書類審査後、決定通知を送付します。審査から決定まで1箇月程度の時間を要します。
・地域商品券の受取時期等については、交付決定通知書に記載しています。送付される交付決定通知書を確認してください。
・書類不備等に係る本課からの補正の求めに応じない場合や、支給要件を満たさない場合などは、不支給となります。

申請の流れ



交付決定通知書の発送までに1箇月程度かかります。

- 1 設置工事了後(4月1日以後に限る。)に必要書類を添付いただき、奨励金の申請を行ってください。
- 2 交付決定通知書が届きましたら、交付期間内に必ず、東近江市商工労働政課で地域商品券を受け取ってください。

【本件に関するお問合せ先】

東近江市環境部森と水政策課環境政策係

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL：0748-24-5524

IP：050-5802-9021

E-mail：morimizu@city.higashiomi.lg.jp

住宅用太陽光発電システム

1. 個別要件

- ・ 電力会社と電力受給契約を締結していること
- ・ 電力受給開始日が令和6年4月1日以後のものであること
- ・ 受給最大電力が10キロワット未満のものであること
- ・ 所在地が市内にある業者にて契約又は施工を行ったものであること

2. 奨励金額

限度額は、40,000円です。

(算定方法)

受給最大電力 × 15,000円

又は

設置に要した費用の額

いずれか低い額
(1,000円未満切捨て)

3. 申請書兼請求書

(記入例)

様式第1号 (第6条関係)

東近江市長 様

申請者 住所 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

氏名 東近江 太郎

電話番号 0748 (24) 1234

住宅用太陽光発電システム設置奨励金支給申請書兼請求書

標記奨励金の支給を受けたいので、東近江市環境にやさしい暮らし普及促進奨励金支給要綱第6条の規定により、下記の要件の全てを満たすことを誓約し、関係書類を添えて申請します。

記

※該当するものに☑を入れ、全てを満たす場合に申請できます。

☑自らが居住する市内の住宅等に設置し、自らが使用することを目的としています。

☑設置したシステムの受給最大電力は、10kW未満です。

☑過去に標記奨励金の支給を受けたことはありません。

☑市税に未納はありません。

☑市内業者にて契約又は施工を行いました。

☑要綱第3条第1項に規定する暴力団員等ではありません。

なお、市が必要な場合は、東近江警察署に照会することを承諾します。

☑奨励金が地域商品券で支給されることに同意します。

☑設置したシステムの適切な維持管理に努めます。

☑市長から依頼があった場合、使用状況に関するデータの提供やアンケート等への回答に協力します。

☑設置したシステムに起因するトラブルが発生した際には、申請者が誠意をもって対応します。

受給最大電力 図による設備認定値 4.5 kW (電力会社との電力受給開始日が分かる書類に記載)

申請金額の算定 図による設備認定値×交付率 4.5 kW×15,000円=67,500円

申請(請求)金額 金40,000円(千円未満切捨て、限度額4万円以内)

設置場所 東近江市八日市緑町10番5号

受給開始日 令和5年7月1日

区分 ☑新築 □既築 (いずれかに☑を入れてください)

○裏面も御記入ください。

(裏面)

契約書(内訳書)や領収書を確認し、記入してください。

設置費	¥ 124,100.00	円(消費税を含む)
システムの概要	太陽電池モジュール (メーカー名・型番) ○○○精・SP-1234	最大出力 (枚数と2桁未満切捨て) 4.50 kW
	パワーコンディショナ (メーカー名・型番) ○○○精・PC-1234	定格出力 5.50 kW
契約事業者	(所在地及び名称) 大津市○○町△△番地 ○○○○精	
施工業者	※契約事業者から請負っている市内業者がある場合のみ記入してください。 (所在地及び名称) 東近江市○○町××番地 △△電気商会	
手続代行者 (手続を代行している場合、記入してください)	名称	○○○精
	所在地	大津市○○町△△番地
	連絡先	080-1234-5678
添付書類	※全ての書類を添付できているか☑を入れて確認し、提出してください。 ☑契約書及び内訳書の写し(申請者と契約主は同一とする。ただし、契約主が連名の場合いずれか一方で可とする。) ☑設置費に係る領収書の写し ☑設置完了後の写真(設置全景及びモジュールの状況が鮮明に分かるもの) ☑設置場所の位置図(縮尺2,500分の1程度) ☑設置したシステムが正常に稼働していることが分かる書類(保証書、出力対比表又は設置時の点検票等の写し) ☑電力会社との電力受給開始日が分かる書類の写し(電力受給開始日が、当該年度の4月1日以後のものに限る。) ☑型式及び出力が分かる書類(パンフレット等)の写し ☑市税の完納証明書 ☑世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの) ☑暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(様式第11号) ☑市内業者であることを証する書類(施工のみ市内業者の場合に限る。)	

書類が添付できているか順番に確認し、チェックしてください。

住宅用太陽光発電システム

3.申請書兼請求書の続き（添付書類）

(1) 契約書及び内訳書の写し

- ・申請者と契約主は同一としてください。ただし、契約主が連名の場合いずれか一方で可とします。

(2) 設置費に係る領収書の写し

- ・原則、領収書の写しを添付してください。
- ・申請書兼請求書裏面の設置費と一致するか確認してください。
※他の費用と合算されている場合、但し書き等に当該システムに関する経費が含まれている旨が記載されているか確認してください。
- ・ローン払いなどで領収書が出ない場合、支払証明書など代金が支払われていることが確認できる書類を添付してください。また、ローンを証する書面でも可とします。

(3) 設置完了後の写真

- ・設置の全景及びモジュールの状況が鮮明に分かるものを添付してください。
- ・全てのパネルが1枚の写真に収まっているものを添付してください。全てのパネルを複数枚で収まっている写真でも可とします。

(4) 設置場所の位置図

- ・設備を設置した住宅等がどこに所在しているか分かるように、縮尺2,500分の1程度の地図を添付してください。

(5) 設置したシステムが正常に稼働していることが分かる書類の写し

- ・製品の保証書、出力対比表、設置時の点検票等の写しを添付してください。

(6) 電力会社との電力受給開始日が分かる書類の写し（電力受給開始日が、当該年度の4月1日以後のものに限る。）

- ・電力会社から送付される「電力需給契約内容のお知らせ」の写しを添付してください。
- ・電力受給開始日が、当該年度の4月1日以後のものか確認してください。

(7) 型式及び出力が分かる書類の写し

- ・メーカーのパンフレットやホームページの該当する箇所を印刷してください。

(8) 市税の完納証明書

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。
- ・東近江市納税課又は各支所で取得することができます。

(9) 世帯全員の住民票

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。

(10) 誓約書兼同意書（様式第11号）

(11) 市内業者であることを証する書類（施工のみ市内業者の場合に限ります。）

- ・以下の例を参考にして、事業を行っていること、市内に所在していることが分かる書類を添付してください。
- ・行政機関が発行する書類を添付する場合は、原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。

①法人の場合（例）

- ・事業所証明（法人設立・開設届を市に提出されている法人の場合）
→東近江市市民税課又は各支所で取得することができます。
- ・法人に係る登記事項証明書（現在事項証明書）
→法務局で取得することができます。

②個人事業主の場合（例）

- ・個人事業税に係る納税証明書（個人事業税の課税がある場合）
→県税事務所で取得することができます。
- ・個人事業の開業届出の写し
- ・個人事業に係る確定申告（青色または白色申告）の写し

コージェネレーションシステム

1. 個別要件

- ・ 総合効率が低位発熱量基準で80パーセント以上であること
- ・ 停電時において系統電力から自立して発電を継続することができる機能を付加していること（自立運転型であること）
- ・ 令和6年4月1日以後に電力系統への発電設備の連系を行ったものであること

2. 奨励金額

限度額は、40,000円です。
 (算定方法)
 設置工事に要した費用の額

3. 申請書兼請求書 (記入例)

(表面) 日付は空欄のままにしてください。

様式第5号 (第14条関係)

東近江市市長 様

申請者 住所 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
 氏名 東近江 太郎
 電話番号 0748 (24) 1234

コージェネレーションシステム設置奨励金支給申請書兼請求書

標記奨励金の支給を受けたいので、東近江市環境にやさしい暮らし普及促進奨励金支給要綱第14条の規定により、下記の要件の全てを満たすことを誓約し、関係書類を添えて申請します。

記

※該当するものに☑を入れ、全てを満たす場合に申請できます。
 自らが居住する市内の住宅等に設置し、自らが使用することを目的としています。
 設置したシステムは、総合効率が低位発熱量基準で80%以上であり、自立運転機能付きです。
 過去に標記奨励金の支給を受けたことはありません。
 市税に未納はありません。
 要綱第12条第1項に規定する暴力団員等ではありません。なお、市が必要な場合は、東近江警察署に照会することを承諾します。
 奨励金が地域商品券で支給されることに同意します。
 設置したシステムの適切な維持管理に努めます。
 市長から依頼があった場合、使用状況に関するデータの提供やアンケート等への回答に協力します。
 設置したシステムに起因するトラブルが発生した際には、申請者が誠意をもって対応します。

申請 (請求) 金額	金40,000円 (千円未満切捨て、限度額4万円以内)
設置場所	東近江市八日市緑町10番5号
系統連系日	令和5年7月1日
総合効率 (低位発熱量基準)	87%

○裏面も御記入ください。

(裏面)

契約書 (内訳書) や領収書を確認し、記入してください。

区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 既築 (いずれかに☑を入れてください)
設置費	¥ 150,000.00 円 (消費税を含む。)
システムの概要	メーカー名 ○○○○機 型番 BA-1234
契約事業者	名称 ○○○○機 所在地 ○○市□□町△△番地 ○○○○機
施工業者	名称 △△電気商会 所在地 東近江市○○町××番地
手続代行者 (手続を代行している場合、記入してください。)	名称 ○○○○機 所在地 ○○市□□町△△番地 ○○○○機 連絡先 080-1234-5678 担当者 東近江 花子
添付書類	※全ての書類を添付できているか☑を入れて確認し、提出してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書及び内訳書の写し (申請者と契約主は同一とする。ただし、契約主が連名の場合いづれか一方で可とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 設置費に係る領収書の写し (ローン証する書面であっても可とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 設置完了後の写真 (設置全景及び型番が鮮明に分かるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 設置場所の位置図 (縮尺2,500分の1程度) <input checked="" type="checkbox"/> 保証書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 設置工事完了証明書 (様式第12号) (設置工事完了日が、当該年度の4月1日以後のものに限る。) <input checked="" type="checkbox"/> 電力系統への発電設備の連系に関する申込等の写し <input checked="" type="checkbox"/> 型式が分かる書類 (パンフレット等) の写し <input checked="" type="checkbox"/> 国が行う蓄電システムに関する補助金の補助対象機器であることが確認できる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 市税の完納証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (続柄の記載があるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書 (様式第11号)

※SIのホームページに登録されている型番を記載してください。

書類が添付できているか順番に確認し、チェックしてください。

3.申請書兼請求書の続き (添付書類)

(1) 契約書及び内訳書の写し

- ・申請者と契約主は同一としてください。ただし、契約主が連名の場合いずれか一方で可とします。

(2) 設置費に係る領収書の写し

- ・原則、領収書の写しを添付してください。
- ・申請書兼請求書裏面の設置費と一致するか確認してください。
※他の費用と合算されている場合、但し書き等に当該システムに関する経費が含まれている旨が記載されているか確認してください。
- ・ローン払いなどで領収書が出ない場合、支払証明書など代金が支払われていることが確認できる書類を添付してください。また、ローンを証する書面でも可とします。

(3) 設置完了後の写真

- ・設置の全景及び型番が鮮明に分かるものを添付してください。
- ・型番は、燃料電池発電ユニット、熱源機それぞれ添付してください。

(4) 設置場所の位置図

- ・設備を設置した住宅等がどこに所在しているか分かるように、縮尺2,500分の1程度の地図を添付してください。

(5) 保証書の写し

- ・設置したシステム（燃料電池発電ユニット、熱源機など）の保証書の写しを添付してください。

(6) 当該年度の4月1日以後に電力系統への発電設備の連系を行ったことが確認できる書類

- ・試運転報告書など系統連系日が明記されているものを添付してください。
- ・系統連系日が、当該年度の4月1日以後のものか確認してください。

(7) 型式及び総合効率が分かる書類の写し

- ・メーカーのパンフレットやホームページの該当する箇所を印刷してください。
- ・総合効率が、低位発熱量基準で80パーセント以上であることを確認してください。

(8) 市税の完納証明書

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。
- ・東近江市納税課又は各支所で取得することができます。

(9) 世帯全員の住民票

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。

(10) 誓約書兼同意書（様式第11号）

蓄電システム

1.個別要件

- ・ 国が交付する蓄電システムに関する補助金の補助対象機器として指定されているものであること
- ・ 令和6年4月1日以後に設置工事を完了したものであること

2.奨励金額

限度額は、50,000円です。
(算定方法)
設置工事に要した費用の額

3.申請書兼請求書 (記入例)

様式第7号 (第18条関係) (表面) 日付は空欄のままにしてください。

年 月 日

東近江市長 様

申請者 住 所 〒527-8527
東近江市八日市緑町10番5号

氏 名 東近江 太郎 東近江

電話番号 0748 (24) 1234

蓄電システム設置奨励金支給申請書兼請求書

標記奨励金の支給を受けたいので、東近江市環境にやさしい暮らし普及促進奨励金支給要綱第18条の規定により、下記の要件の全てを満たすことを誓約し、関係書類を添えて申請します。

記

要 件	<p>※該当するものに☑を入れ、全てを満たす場合に申請できます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 自らが居住する市内の住宅等に設置し、自らが使用することを目的としています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設置したシステムは、対象となる基準を満たしています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 過去に標記奨励金の支給を受けたことはありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市税に未納はありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 要綱第16条第1項に規定する暴力団員等ではありません。</p> <p>なお、市が必要な場合は、東近江警察署に照会することを承諾します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 奨励金が地域商品券で支給されることに同意します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設置したシステムの適切な維持管理に努めます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市長から依頼があった場合、使用状況に関するデータの提供やアンケート等への回答に協力します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設置したシステムに起因するトラブルが発生した際には、申請者が誠意をもって対応します。</p>
申請 (請求) 金額	金50,000 円 (千円未満切捨て、限度額5万円以内)
設置場所	東近江市八日市緑町10番5号
設置完了日	令和5年7月1日
蓄電容量	4.5 kWh メーカーのパンフレットなどに記載されている定格容量を記入してください。

○裏面も御記入ください。

(裏面)

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 (いずれかに☑を入れ)														
設置費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>百万</td> <td>十 万</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円 (消費税を含む。)</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	百万	十 万	万	千	百	十	円 (消費税を含む。)	¥	1	5	0	0	0	0
百万	十 万	万	千	百	十	円 (消費税を含む。)									
¥	1	5	0	0	0	0									
システムの概要	メーカー名 ○○○○㈱ 型 番 CG-1234														
契約事業者	名 称 ○○○○㈱ 所在地 ○○市□□町△△番地 ○○○○㈱														
施工業者	名 称 △△ガス商会 所在地 東近江市○○町××番地														
手続代行者 (手続を代行している場合、記入してください。)	名 称 ○○○○㈱ 所在地 ○○市□□町△△番地 ○○○○㈱ 連絡先 080-1234-5678 担当者 東近江 花子														
添付書類	※全ての書類を添付できているか☑を入れて確認し、提出してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書及び内訳書の写し (申請者と契約主は同一とする。ただし、契約主が連名の場合いずれか一方で可とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 設置費に係る領収書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 設置完了後の写真 (設置全景及び型番が鮮明に分かるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 設置場所の位置図 (縮尺2,500分の1程度) <input checked="" type="checkbox"/> 保証書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 当該年度の4月1日以後に電力系統への発電設備の連系を行ったことが確認できる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 型式及び総合効率が分かる書類 (パンフレット等) の写し <input checked="" type="checkbox"/> 市税の完納証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (続柄の記載があるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書 (様式第11号)														

書類が添付できているか順番に確認し、チェックしてください。

蓄電システム

3.申請書兼請求書の続き

(添付書類)

(1) 契約書及び内訳書の写し

- ・申請者と契約主は同一としてください。ただし、契約主が連名の場合いずれか一方で可とします。

(2) 設置費に係る領収書の写し

- ・原則、領収書の写しを添付してください。
- ・申請書兼請求書裏面の設置費と一致するか確認してください。
※他の費用と合算されている場合、但し書き等に当該システムに関する経費が含まれている旨が記載されているか確認してください。
- ・ローン払いなどで領収書が出ない場合、支払証明書など代金が支払われていることが確認できる書類を添付してください。また、ローンを証する書面でも可とします。

(3) 設置完了後の写真

- ・設置の全景及び型番が鮮明に分かるものを添付してください。
- ・型番の写真は、蓄電池ユニット、パワーコンディショナーそれぞれ添付してください。

(4) 設置場所の位置図

- ・設備を設置した住宅等がどこに所在しているか分かるように、縮尺2,500分の1程度の地図を添付してください。

(5) 保証書の写し

- ・設置したシステム（蓄電池ユニット、パワーコンディショナーなど）に係る保証書の写しを添付してください。

(6) 設置工事完了証明書（様式第12号）【設置工事完了日が当該年度の4月1日以後のものに限る】

- ・代表者印を押印してください。

(7) 電力系統への発電設備の連系に関する申込等の写し

- ・インターネット申込サービス「シンセツくん」による申込画面の写し又は固定価格買取（FIT）制度に係る再生可能エネルギー事業計画の認定書（蓄電システムが設置されている旨の記載が必要）の写しを添付してください。

(8) 型式が分かる書類の写し

- ・メーカーのパンフレットやホームページの該当する箇所を印刷してください。
- ・蓄電池ユニット（特に、蓄電容量）やパワーコンディショナーの仕様が記載されている箇所を印刷してください。

(9) 国が交付する蓄電システムに関する補助金の補助対象機器であることが確認できる書類

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）のホームページにある「蓄電システム登録済製品一覧」にて設置したシステムを検索し、そのページを印刷してください。
(URL: <https://zehweb.jp/registration/battery/>)
- ・パッケージ型番で登録されている場合、当該パッケージを構成する機器の一覧が分かる書類を添付してください。（この場合、構成機器それぞれの写真の提出をお願いする場合があります。）

(10) 市税の完納証明書

- ・原則、**市に提出する日から3箇月以内に発行されたもの**を添付してください。
- ・東近江市納税課又は各支所で取得することができます。

(11) 世帯全員の住民票

- ・原則、**市に提出する日から3箇月以内に発行されたもの**を添付してください。

(12) 誓約書兼同意書（様式第11号）

太陽熱温水器

1.個別要件

- ・ 太陽の熱エネルギーを集熱器に集めることで水を温めて給湯に活用する温水器のうち、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品に認定されたものであること。
- ・ 令和6年4月1日以後に設置工事を完了したものであること

2.奨励金額

限度額は、50,000円です。

(算定方法)

太陽熱温水器本体の購入に要した費用の10分の1以内の額(1,000円未満切捨て)

※合計金額から一括で値引きがある場合は、値引き額を按分してください。

3.申請書兼請求書

(記入例)

様式第9号(第22条関係) (表面)

日付は空欄のままにしてください。

年 月 日

東近江市市長 様

申請者 住所 〒527-8527
東近江市八日市緑町10番5号

氏名 東近江 太郎

電話番号 0748(24)1334

太陽熱温水器設置奨励金支給申請書兼請求書

標記奨励金の支給を受けたいので、下記の要件の全てを満たすことを誓約し、東近江市環境にやさしい暮らし普及促進奨励金支給要綱第22条の規定による、関係書類を添えて申請します。

記

※該当するものに☑を入れ、全てを満たす場合に申請できます。

☑自らが居住する市内の住宅等に設置し、自らが使用することを目的としています。

☑設置した設備は、対象となる基準を満たしています。

☑過去に標記奨励金の支給を受けたことはありません。

☑市税に未納はありません。

☑要綱第20条第1項に規定する暴力団員等ではありません。なお、市が必要な場合は、東近江警察署に照会することを承諾します。

☑奨励金が地域商品券で支給されることに同意します。

☑設置した太陽熱温水器の適正な維持管理に努めます。

☑市長から依頼があった場合、使用状況に関するデータの提供やアンケート等への回答に協力します。

☑設置した太陽熱温水器に起因するトラブルが発生した際には、申請者が誠意をもって対応します。

申請(請求)金額 裏面(1)×1/10
金 25,000円(千円未満切捨て、限度額5万円以内)

設置場所 東近江市八日市緑町10番5号

設置完了日 令和5年7月1日

区分 新築 既築

システムの概要

メーカー名 ○○○○㈱

型番 SH-1234

集熱面積 3.0㎡ 貯湯量 0.25㎡

○裏面も御記入ください。

経費内訳	項目	金額(円)	備考
	(1) 太陽熱温水器の購入費用 (集熱器(一体型の場合は集熱器及び貯湯部)、蓄熱器)	250,000	※補助対象経費
	(2) その他経費 ・ 配管、架台等の費用 ・ 設置工事費	50,000	※契約書(内訳書)や領収書を 確認し、記入してください。
	(3) 消費税	30,000	
	合計 (1)+(2)+(3)	330,000	

※契約書及び内訳書の内容に合致するように記載してください。
※合計金額から一括で値引きをされた場合は、値引き額を按分してください。

契約事業者	名称	○○○○㈱		
	所在地	○○市□□町△△番地 ○○○○㈱		
手続代行者	名称	○○○○㈱		
	所在地	○○市□□町△△番地 ○○○○㈱		
	連絡先	080-1234-5678	担当者	080-1234-5678

書類が添付できているか順番に確認し、チェックしてください。

※全ての書類を添付できているか☑を入れて確認し、提出してください。

☑契約書又は請求書の写し(申請者と契約主又は請求先を同一とする。ただし、契約主又は請求先が連名の場合いずれか一方で可とする。)

☑内訳書の写し

☑設置費に係る領収書の写し

☑設置完了後の写真(設置全景及び型番が鮮明に分かるもの)

☑設置場所の位置図(縮尺2,500分の1)

☑保証書の写し

☑設置工事完了証明書(様式第12号)(設置工事完了日が、当該年度の4月1日以後のものに限る。)

☑型式、集熱面積及び貯湯量が分かる書類(パンフレット等)の写し

☑一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)に認定された機器であることが確認できるもの

☑市税の完納証明書

☑世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)

☑暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(様式第11号)

太陽熱温水器

3.申請書兼請求書の続き (添付書類)

(1) 契約書又は請求書の写し

- ・申請者と契約主又は請求先を同一としてください。ただし、契約主又は請求先が連名の場合いずれか一方で可とします。

(2) 内訳書の写し

(3) 設置費に係る領収書の写し

- ・原則、領収書の写しを添付してください。
- ・申請書兼請求書裏面の設置費と一致するか確認してください。
※他の費用と合算されている場合、但し書き等に当該システムに関する経費が含まれている旨が記載されているか確認してください。
- ・ローン払いなどで領収書が出ない場合、支払証明書など代金が支払われていることが確認できる書類を添付してください。また、ローンを証する書面でも可とします。

(4) 設置完了後の写真

- ・設置の全景及び型番が鮮明に分かるものを添付してください。
- ・型番の写真は、集熱機、貯湯部、蓄熱機それぞれ添付してください。

(5) 設置場所の位置図

- ・設備を設置した住宅等がどこに所在しているか分かるように、縮尺2,500分の1程度の地図を添付してください。

(6) 保証書の写し

- ・設置したシステムに係る保証書の写しを添付してください。

(7) 設置工事完了証明書（様式第12号）【設置工事完了日が当該年度の4月1日以後のものに限る】

- ・代表者印を押印してください。

(8) 型式、集熱面積及び貯湯量が分かる書類の写し

- ・メーカーのパフレットやホームページの該当する箇所を印刷してください。

(9) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品に認定された機器であることが確認できるもの

- ・メーカーのパフレットやホームページの該当する箇所を印刷してください。
- ・一般財団法人ベターリビングの当該システムに係る性能表示書でも可とします。

(10) 市税の完納証明書

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。
- ・東近江市納税課又は各支所で取得することができます。

(11) 世帯全員の住民票

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。

(12) 誓約書兼同意書（様式第11号）